

ソーシャルワーク実践における 「価値」についての一考察

横 山 稷

1. はじめに

現代において「価値観の多様化」ということばに対し、今や多くの人
が識者を始めとして、疑義をあまり挟まなくなっているかのように思え
る。しかし、本当に価値観は多様化しているのでしょうか。また、そう
言い切ることが正しいといえるのであろうか。ある人は、この世の神々
の数だけ価値観は存在し、価値観の内容も千差万別というかもしれない。
しかし、実際のところ価値観はそれほど多様化しているとはいえない。
むしろ、価値観は多様化するどころかその逆で、均一化しているといっ
た方が正確といえる。その証拠に誰もが望む価値観に「幸福」がある。
これは福祉の語源に近い意味のものであるが、人は誰しも幸福を求めて
生きてると断言してもよい。そして少しでも幸福感を抱きつつ日々の
暮らしを営みたいというのが大方の人の願いであらう。塩野七生⁽¹⁾は、「多
くの人々は、価値観が多様化していると信じ込まされているのであって、
実際に価値観は多様化するものではなく、一つとすることができる」と
述べている。

Harry Kitano⁽²⁾は「価値 (values)」と「価値体系 (value system)」を
識別した。Kitanoによれば、「価値」は幸福、満足、自己実現、豊かさの
ような、比較的抽象的ではあるが、人間が生きていく上で目指す目標や
目的を意味するとし、人間誰もが共通に抱き、共有しえるものとした。
一方「価値体系」は「価値」を実現するうえでの具体的な方法やアプロ
ーチを意味し人によって様々に異なりうるとした。以上の指摘からわかる
ように、「価値」と「価値体系」を混同させることなく、「価値観」の意
味するところが「価値」に内在するものであることを認識することが重
要である。

嶋田啓一郎⁽³⁾は、現代人の特徴を指摘し、「人々は、神々の数だけ欲望が存在し、『欲望=価値』と思い込まされ、多くのニーズ(欲求)のなかから取捨選択したり優先順位をつけることで、『望ましいもの=価値』という真のニーズを充足することの大切さを見失っている」と論じている。言い換えれば、欲望によって真のニーズが覆い隠され、目先の欲望充足に振り回されているのが現代人の特徴でもある。資本主義社会の原理である自由競争はともすれば、利潤の追求を第一義とする。大量生産・大量消費という資源の浪費と生産性・効率性重視という価値観がはびこることになる。欲望充足優先・物質中心主義の資本主義社会では、労働者を機械の一部品と見なし、古典的マルクス主義が明らかにしたように、労働者の搾取・非人間化という人権の侵害や剥奪という誤りを侵していくことになる。

嶋田がその嶋田理論にて明らかにしたのは、以上述べた資本側の圧倒的な資本蓄積優先の勢力に対して、労働者は自らの生活構造を防衛する勢力を結集し、資本側に対抗するという点であった。よって資本主義の社会構造上、資本家勢力と労働者勢力が絶えず力動的に攻めぎあい、力が拮抗するところに社会保障や社会福祉が存在することになる。

ところで、経済成長至上主義の価値観は高度成長期をはじめ、近年の経済バブル期に至るまで当たり前とされてきた。しかし経済の低成長期もしくはマイナス成長期といわれる今日でも、人々の経済成長崇拜主義は変わったとは言えず、むしろ経済の立て直しこそが国家の最優先課題とさえ豪語している状態である。嶋田は、Richard Titmuss⁽⁴⁾が述べた貧困の概念を引用し、現代における貧困は、計数的な貧困とされる経済の貧困にとどまらず、財政的あるいは土地や食糧における資源使用方法の貧困、感情の貧困、傾聴と学習の貧困、言語とコミュニケーションの貧困、諸感覚の貧困、社会関係と差別の貧困等があると指摘している。貧困の解決を単に絶対的貧困の解消という経済的の局面に限定するのではなく、社会におけるあらゆる側面を力動的かつ統合的・全体的に捉えなおすことで絶対的・相対的貧困を解決することが不可欠と嶋田は論じている。

真の「価値観」の意味や目的とするところが、人間が生活上求めてやまない自己実現であったり、アイデンティティの確立であるとするなら

ば、嶋田がいうように単に「経済人」として人間を見るのではなく、「社会人」として人間を捉えなおすことこそが重要である。本稿においては、「価値」とは何か、また「倫理」とは何かを考察することで、ソーシャルワーク実践の価値基盤の意義と内容を明らかにしたいと思う。

2. ソーシャルワーク実践における価値

「価値」とは、通常ある文化、集団、個人によって好ましいとされる習慣、行動基準、原則を意味する。しかるにソーシャルワークにおいては一般的に、ソーシャルワーカーが実践において遵守すべき一連の根本的な道徳的・倫理的原則を意味する。ここでいう価値には、職業倫理の基準として倫理綱領が反映されている。つまり人権尊重と人権擁護の視点が重視されているということである。基本的人権といえば、世界人権宣言や日本国憲法において謳われているように、生命の尊厳、個の尊重、自由の保証等が基本となる。人権擁護問題では先進国とされるイギリスでは、Central Council for Education and Training in Social Work (CCETSW) (1989)⁽⁵⁾が、ソーシャルワーカーの尊重すべき項目として、以下のように列挙している。

- ①個人の価値と尊厳
- ②個人へ敬意を払う、個人のプライバシーや守秘義務の権利
- ③個人と家族の選択する権利
- ④地方コミュニティにおける長所とスキル
- ⑤虐待、搾取、暴力による自傷・他傷の危険から本人と他人を保護する権利

③では福祉サービスの利用にあたっては、自己決定権に関する保証が尊重される必要がある。特に自己決定が困難とされる高齢者や障害者の自己決定権をいかに最大限尊重するかが問われなくてはならない。④では福祉ニーズを充足するために、コミュニティに内在する社会資源を十二分に活用することが要求される。また、コミュニティに生活し、コミュニティ内で働く専門家の知識・スキルを福祉課題の解決に役立てることも重要である。

次に、CCETSW が指摘した、ソーシャルワーカーが専門性を樹立するためになすべきこととしては、以下の通りである。

- ①構造的な抑圧、人種、階級、性別の過程における相関関係についての認識を高める。
- ②貧困、年齢、障害、セクト主義の根拠となっているスティグマや差別の影響を理解し、それらを阻止する。
- ③個人的、制度的差別の双方について認識し、反差別主義の実践を通して闘う方法を示す。
- ④ジェンダー問題を理解すると共に、ソーシャルワーク実践における反性差別主義を示す。
- ⑤反差別主義や反抑圧主義の政策と実践を向上させ、そのニーズを認識する。

専門性という点では、社会福祉が目指す共通の価値として、いかなる差別に対しても反対するという点がある。基本的人権の擁護という場合、社会的な抑圧や差別の構造を理解するとともに、それらの問題解決のためにソーシャルアクションを展開することになる。近年では、法制度の整備により、社会的公正さや社会的平等が徐々に不十分とはいえ実現してきたといえる。もちろん権利宣言や権利条約による人権擁護の運動も一定の成果を現している。法律や条文を拠り所とし、社会正義の実現を達成することは今後いかなる社会においても重要である。

さて次に、アメリカの National Association of Social Workers (NASW) が定義した「価値」⁽⁶⁾について見ていくことにする。ここでは、ソーシャルワーカーの社会的使命というべきものが述べられている。

- ①社会における個人の重要性を第1に考え実践する。
- ②クライアントとの関係において秘密保持を尊重する。
- ③社会的に認知されたニーズを満たすために社会変革に貢献する。
- ④個人的な感情やニーズを専門職関係とは切り離して考えようとする。
- ⑤知識とスキルを他者に伝えようとする。
- ⑥個人間と集団間における各々の違いに敬意を払い尊重する。
- ⑦クライアントの自助能力を向上させることに貢献する。
- ⑧フラストレーションを感じてもクライアントのための努力を惜しまな

い。

- ⑨社会正義と社会の全成員の経済上・身体上・精神保健上の健全に貢献する。
- ⑩高い専門水準で一個人および専門家として行動する。

ここで注目したいのは、ソーシャルワーカーが絶えず専門性の自己研鑽に努めることの重要性である。また、⑤に見られるようにソーシャルワーカーが持つ専門知識・スキルを他のソーシャルワーカーや専門家並びに学生等に伝授することの重要性である。また、⑦に見られるように自立援助は自己決定への援助を含めて考える必要がある。さらに⑧において、ソーシャルワーカーが直面する無力さや憤りや葛藤を、スーパービジョンはじめピアスーパービジョンやソーシャルサポート・ネットワークにより解決していくことも大切である。

ところで、NASWが明らかにしたソーシャルワーク専門職の中核となる価値について、以下に述べる事にする。

- ①ソーシャルワークの専門職関係を築くには、個人の価値と人間の尊厳、さらには、相互参加、受容、秘密保持、正直さ、責任をもって葛藤を処理することで可能となる。
- ②ソーシャルワーカーは、クライアントのサービス選択と契約に関する自己決定権を尊重し、援助関係に参加する権利を尊重する。
- ③ソーシャルワーカーは、社会制度が人間のニーズに対して、より人道的で責任を持つよう働きかける。
- ④ソーシャルワーカーは、多様な人々の独自の特徴に対して、敬意を払い寛容さをもって実践する。
- ⑤ソーシャルワーカーは、自身の倫理的行動、実践の質、専門職の知識とスキルの絶えざる研鑽と維持に努めるべく責任を負う。

ここで重要なのは、ソーシャルワーカーが負うべき責任を3つの領域から指摘している点である。第1の領域は、①と②に見られるようにクライアントに対する援助関係においてである。第2の領域は、③のように制度・政策への関与である。第3の領域は、④と⑤にあるように専門的自己の態度・姿勢にある。かくしてソーシャルワーカーは絶えず3つ

の側面に配慮しながら専門活動に従事する義務を負っているといえよう。

3. 「価値」問題の歴史的推移

価値問題は、時代により異なる視点から注目され取り扱われてきたことが Sarah Banks⁽⁷⁾ によって明らかにされている。以下に、彼女がまとめたものを年代別に整理していくことにする。

- ① 1960 年代—— サービス利用者としての権利と関心を取り扱う
利用者対ワーカーの関係重視（バイスティックの七原則等）
- ② 1970 年代から 1980 年代—— 社会構造による抑圧への認識の高まり、利用者個人の個性並びに利用者が直面する問題を取り扱う（社会変革志向のラディカル・ソーシャルワークの登場）
- ③ 1980 年代から 1990 年代—— 新たな権利に関するイデオロギーの影響（立法および政策）

ソーシャルサービスにおける privatization, 専門職のパワーおよび福祉国家の役割の縮小化, サービス利用者のサービス消費者化, サービス利用者としての個人の権利と責任の強化, 利用者の消費者権利擁護（不服申立て, サービス提供に関する情報公開, 利用者の知る権利の保障, サービス機関およびサービス提供専門職による過度の保護ないし非合法的介入からのサービス利用者の擁護, 自己決定権の保証）

以上のことから考察できるのは、価値の問題が当初は、ワーカーとクライアントの間の問題に限定されてきたのが時代を経るにしたがい、単にワーカーとクライアントの個別問題に限定できなくなってきた点である。当然のことながら、ソーシャルワークの問題は、広く社会構造上の問題に関係していることを物語っている。特に 1970 年代はソーシャルワークにおいて、ケースワークの効果について疑問が投げかけられた時期である。さらに、ソーシャルワークが制度・政策の面でソーシャルアクション、ソーシャルアドミニストレーション、社会福祉計画とともに重要視されてきたのは事実である。また、経験科学といわれるように実証主義を重視するソーシャルワークが社会福祉調査の重要性とともに中心的な役割を發揮することになったのである。また、効果測定を単にク

リニカルなソーシャルワークに限らず、制度・政策面においても重要視するようになったのは大きな変化といえよう。

また、クライアントを対象者と呼ばずに、利用者と呼んだり、消費者と呼ぶ傾向も最近の特徴である。福祉サービスの利用者がかつては貧困層や障害者等の特定層に限られてきたのが、社会の高齢化とともに福祉サービスの対象が普遍化してきたのが事実である。今後、福祉サービスを利用したり受給するにあたって、従来から払拭できないでいるステイグマや偏見・差別とどう対処していくかが大きな課題である。

さらに、もうひとつの大きな時代変化としては、人権に対するソーシャルワークの貢献や責任が増してきたことである。社会的に不利で不利益な立場にある人々を、社会的差別・抑圧から解放し、エンパワーすることがソーシャルワークの重要課題になってきたことである。多様性の尊重ということがソーシャルワークでは当然のことになってきたが、多様性に対する社会の寛容度をどう育てていくかが、今後も大きな課題になってくるものと思われる。サービス利用者の知る権利、オンブスマン制度を始めとする不服申立て、情報公開、自己決定を保証する後見人制度等、ソーシャルワークの政策的・臨床的課題は多々存在する。

しかし忘れてならないのは、サービス利用者の自己決定や自立・自助の権利が安易に強調されたり強化されることで、自己責任までが利用者の能力以上に問われたり、追及されることがあってはならないという点である。アメリカで現在実施されている、生活保護受給者を減らすための政策として、ワークフェア (workfare=work+welfare) が実施されている。これにより、母子家庭の若い母親は、生活保護受給のために、職業訓練を受けることが義務づけられ、生活保護の受給期間も限定されることになった。この政策は、長期にわたる「福祉ただ乗り」や「福祉依存」からの脱却を図るのがねらいとしながらも、現実的には福祉切り捨ての正当化をはかるのに利用されていることは否めない問題性がある。

4. 「価値判断からの自由」と「価値・知識・技術」における三位一体

ソーシャルワーカーは価値判断から自由でありうるか、これは社会学

者である Max Weber が「価値と価値判断」について提起した事からである。この問題を論じるにあたって、あらためてソーシャルワーカーの価値判断が問われる内容について、以下に整理する。

- a. 潜在的な利用者と利用者ニーズの発見
- b. アセスメントと評価の際の主観的および客観的判断（実践における理論の応用）
- c. 専門職および社会的価値観の熟知と理解（価値・知識・スキルの不分離性の認知）
- d. アクション（スキルの活用）と反芻（価値と知識）の分離による責任性回避—活動なしの反芻は「精神主義」に陥りやすく、反芻なしの活動は「活動主義」に陥りやすい—

ここで問われているのは、ソーシャルワーカーのスタンスであり、何に着目して援助活動が実践されていくのかという点である。ワーカーにとり、クライアントの課題や問題をいかにアセスメントしていくかは重要である。主観と客観という対人援助に関わるアセスメントの場合、どうしてもワーカーの価値・知識・技術ならびに経験から導かれる視点を無視することはできないし、そうすることが必ずしもよいとも言えない。では、いかにしてより客観的で、単に経験と勘だけに頼らずに、実践を展開していくかを追及していくことが重要である。次に、Sarah Banks⁽⁸⁾が提起している有効な方法を挙げることにする。

Banks はソーシャルワークにおける理論・モデル・技能の統合化を図るプロセスで以下の項目について吟味する必要があると述べている。

- a. イデオロギー—人間の性質・本性に関する信念体系
- b. 視点—世界観（イデオロギーや理論から派生）
- c. 理論（包括的理論—ケースワーク、グループワーク、応用理論—危機介入、課題中心、専門理論—コミュニケーション理論、視点理論—ラディカル、実存、人道主義）
- d. モデル（世界の一部の叙事的分類）
- e. 技能またはスキル（実践能力）

とりわけ、イデオロギーの問題は重要である。単にウェバー主義、マ

ルクス主義，ケインズ主義，とかいうものではなく，視点（世界観）と関係するものである。従来，西洋の文化においては，科学足りうるためには，対象と観察者は分けて考えることを絶対的とした。これは，医学の進歩を見てもわかるように対象の客観視のために，分析的な手法が採られていたことを意味する。しかし，今や環境問題や平和問題を始めとするグローバルな問題が登場するにあたって，対象と観察者を二元化して分けて考えるのではなく，人と環境の関係のようにむしろ一体化して考える必要が生まれてきた事を意味する。エコロジーの視点はまさにこのことを意味している。

また，理論が分化し，複雑化の様を呈するにあたり，専門分化がこれまでに軽視ないしあえて言うなら犠牲にしてきた，統合化の視点を見直し，回復する必要が生じてきたといえる。しかし単に統合化といっても，異なる知識の寄せ集めの程度では真の統合とはならない。統合化の条件としては，全体性の視点，物事を静態的ではなく動態的に捉えていくこと，人間の生活に関わる福祉課題として人格の視点を包含すること，があげられよう。

価値と知識と技術は三位一体であることは，ソーシャルワーク実践の共通基盤であるとされる。しかし，価値をベースに実践が展開されるソーシャルワークにとり，ワーカーの価値判断が，いかにクライアントに対する援助の質や援助の効果に影響を与えるかを認識する必要がある。価値が人権尊重を基本に据え，クライアントのニーズ充足のための援助であって，単なる欲望充足ではない点を見据える必要がある。

5. ソーシャルワークにおける倫理問題と倫理的ジレンマ

1990年代のソーシャルワークにおける倫理原則について考察することにする。始めに，「倫理」とは，個人，集団，専門家，文化によって実践される行動哲学であり，善悪についての道徳的原理と認知の体系を意味する（Robert L. Barker, 1995）。その具体的な内容は以下に整理するとおりである。

a. 個人の自己決定権の尊重と促進

利用者参加とエンパワーメント（反面として個人の責任と自由が

増加)

b. 福祉と健康の増進

個人の福祉と公共の福祉における葛藤や対立

c. 平等

処遇の平等, 機会の平等, 結果の平等

d. 分配的正義

既得権 (財産権等), 功績によるもの (比例報酬方式), ニードによるもの

公共の福祉と個人の福祉との間における葛藤や対立は、権利意識が高まる社会においては避けて通れない問題である。個人の自由を保証することが社会の無秩序化への導火線となるか、あるいは個人の人権を擁護し、いかなる社会的差別や抑圧、偏見から個人を守ることへの試金石となるか、重要な課題である。そこで、平等の項目にあるように、機会の均等のみならず、処遇や結果の平等を保証するものでなくてはならない。しかしながら、分配的正義の項であるように、功績・貢献度・能力という判断基準にて平等が図られるとなると問題である。つまり、社会的に不利な立場にある人や何らかの困難や障害を抱える人々にとっては、人権が擁護されている社会とはなりにくい側面を持つからである。よって、ノーマライゼーションの原理のように、バリアーをフリーにし、能力主義に偏ることなく、ニーズに応じた福祉サービスはじめ、衣食住や雇用、教育、余暇等の社会参加を実現することが重要である。

ところで、倫理問題を考察する上で、考慮すべき点としてワーカーの持つパワーがある。パワーとは影響力であったり支配力であったりする。クライアントの人権尊重の立場から、ワーカーは自身のパワーを認知し、それを統制していくことが求められる。以下に、倫理に関する基本的な問題を列挙することで、ワーカーの倫理的資質について考察することにした。

①基本的な倫理課題 (自由とパワー)⁽¹⁰⁾

- a. 人々の福祉の確保と向上のために、クライアントが援助を必要とする際に、専門的な援助を提供する義務がある。
- b. クライアントの自由に干渉してはならない。

- c. クライエントを取り巻く環境は、クライエントが決定を行えるように選択肢を与える。
- d. クライエントは、与えられた選択肢のうちから、いかなるところからも強制を受けず選択できる。
- e. クライエントは全ての可能な選択肢を知ることができる。
- f. クライエントは、現実的な選択をするために、各々の選択肢の費用と結果について正確な情報を得ることができる。
- g. クライエントは、アセスメントを基に自ら決定する権利と能力を有する。
- h. クライエントは、自分の選択による行動を起こす現実的な機会を有する。

ここで明らかなように、パワーの中心はクライエントにあるのであって、ワーカーはクライエントをエンパワーするために援助する責任を負っているという点である。ワーカーとしてクライエントのニーズを充足するために、クライエントが採るべき選択肢をいかに創出し、クライエントの自己決定を容易ならしめるかである。クライエントの知る権利はもとより、情報公開の必要性が指摘できる。

②道義的⁽¹¹⁾自己決定

- a. 人間福祉に関しての道義的判断—人間の幸福と満足感の向上
- b. 道義的判断と福祉援助—利用者のインフォームド・コンセントとインフォームド・チョイスの保証
- c. 道義的判断の普遍化—利用者間の平等処遇
- d. 道義的判断の正当化—利用者の自己決定
- e. 自己決定プロセスにおけるパターナリズムの回避
(パターナリズムの意味するところは、機関ないしワーカーの持つ権威の原則により、クライエントの参加なしに問題を解決することにある)

インフォームド・コンセントとインフォームド・チョイスはクライエントの自己決定とエンパワーメントにつながる重要な要素である。ワー

カーの役割が人道的な視点に立って、クライアントの福祉に寄与するものであるとするなら、ここでいう道義的判断はクライアントの自由意志と自己選択・決定を最大限に保証するものでなくてはならない。よって、パターナリズムの回避は、クライアント中心主義のソーシャルワーク実践にとって重要であり、パターナリズムが機関中心のソーシャルワーク実践にとり陥りやすい盲点であることを指摘しうる。

③ ソーシャルワークにおける倫理葛藤 (ethical dilemmas)⁽¹²⁾

- a. 発生要因—利用者が社会的に弱者の立場にある（搾取からの保護とワーカーへの信頼を必要）
- b. 相反する目的と価値観（ケアとコントロール、資本蓄積と合法化、個人の権利と公共の福祉、正義と公平性、サービスの効能性と効率性、能力主義と結果の公平性）
- c. 倫理葛藤の発生場面
 - 1) 新たな状況における訓練と知識の欠如
 - 2) ワーカーの役割についての認識欠如
 - 3) 他の専門職との比較における自信の欠如
 - 4) 利用者の権利とニーズに関する見解の狭さ
 - 5) 状況の複雑性

上記の a から c においてるように、倫理葛藤はソーシャルワーク実践においては容易に生じる。相反する価値がソーシャルワーク実践にはつきものだからである。こうした事態に対し、いかにして倫理葛藤が起こるのを予防し、仮に発生しても大事に至らずに処理するかは重要な課題といえる。ワーカーの自己鍛錬と専門性の向上にだけ期待するのは現実的とはいえない。むしろスーパービジョンも効果的であるが、価値・倫理葛藤を処理するにあたり、何がワーカーの価値判断の根拠となっているかを確認することはきわめて重要である。他方、クライアントにおいても葛藤は課題・問題解決にあたって生じやすいといえる。ワーカーとクライアントの価値・倫理葛藤を整理して、クライアントの価値判断を十分理解し、自己決定を援助することが求められる。

d. ソーシャルワーク倫理に関する論争

- 1) ワーカーが専門能力を有することで充分とする。
- 2) 各々のケースには独自性があり、倫理綱領は個性に十分対応しえない。
- 3) 科学的ソーシャルワークは、「価値自由」を志向すべきと考える。
- 4) ソーシャルワーカー側の時間的余裕のなさ—全ての倫理的課題に対応できない。
- 5) 哲学的根拠の曖昧さ—専門職倫理は、何が正しいかを示しえないという限界。
- 6) 相対性の問題—文化的・社会的相違
- 7) 直感と第六感—ワーカーの経験と勘への信頼
- 8) 強制—ワーカーの価値観の画一化、ワーカーの自由裁量権の拘束

ソーシャルワークにおける倫理を考察する上で、ソーシャルワークの哲学が必要となる。つまり、ソーシャルワークの目的は何かということである。ソーシャルワークがニーズ充足を目的とすることは言うまでもないが、それ以上に何を目的として存在しているのかを問うことも重要といえる。たとえば、自己実現や幸福の実現であったり、生きがいの達成などである。ソーシャルワークが人間の実存的課題にどう応えていくかが問われている。

④倫理綱領が意味するもの⁽¹³⁾

- a. 実践形態—個人開業における倫理実践
- b. 実践の性質—信頼関係を基礎にする
- c. 技能の発揮—最善のサービス提供
- d. 利用者の技能理解—利用者の擁護
- e. 利用者との接触—ワーカーと利用者双方の擁護
- f. 利用者への義務—ワーカーの遂行義務

倫理綱領は、ソーシャルワーク実践のバイブルにたとえられるもので

ある。しかし、倫理綱領はそれだけでは、具体的な倫理葛藤についての問題解決の処方箋を提示しえない。また、倫理綱領はワーカーの職業倫理の指針であり、行動基準が抽象的に列挙されているに過ぎないという限界性を有する。しかしながら、倫理綱領が社会的に効力を発揮するのが期待できるのは、反倫理的な行為が専門家によってなされた時に、それに対してに制裁を行うかの基準が示されている点にある。倫理綱領は、ワーカーがクライアント、所属機関、社会のそれぞれに対していかなる責務を負っているのかを明らかにしている点で重要といえる。

6. 結び—ソーシャルワーク教育における価値と倫理—

まとめとして、ソーシャルワーク教育においていかなる内容を含み、倫理と価値の問題が教授され、訓練される必要があるかを論じてゆきたい。最初に以下のように論点を整理してみる。

- ① 「価値」に関する多角的な検討（個人価値、専門職価値、価値葛藤等）

3つの基本的な価値基盤（ソーシャルワーク価値と文化価値の関係性、専門職間における価値観の相違と類似、クライアントの価値に対するワーカーの価値態度）

- ② 「倫理」に関するジレンマと倫理綱領

個人と環境の相互作用において生ずる倫理的ジレンマの解決
テクノロジー時代におけるプライバシーと秘密保持の問題
個人開業における倫理的問題の発生と処理

①において見られるように、価値は個人レベル、専門職レベルにおいて分けて考える必要がある。価値観とまではいかずとも、価値志向の専門職にあって、個人的な価値観がどう専門職としての価値観に影響を与えるのかを分析することである。とりわけ重要なのは、社会や文化のもつ価値についての分析と理解である。人間はどのような人であっても、生まれた時代と社会からの影響を受けずに生きることはできない。よって、生活する社会と文化が何を価値として、生活者にインプリントされ

ているのかを理解する必要がある。また、専門職間における価値内容の相違と類似を理解することも大切となる。チームワークを志向するソーシャルワーク実践において、他の専門職の価値を理解することは有益かつ不可欠である。

②にあるように、倫理的ジレンマの解決はソーシャルワークに固有な特徴の一つである。個人と環境の相乗作用によって発生する福祉問題は単なる人間への焦点化や、環境への焦点化では問題解決は困難といえる。両眼的な視点から人と環境を同時に焦点化することが求められる。また、情報化社会の時代にあつてどう個人の秘密情報を管理していくかは重要な課題である。それは、プライバシーの擁護に通じる問題といえる。また、パワーの問題との関連で、ワーカーの反倫理的行為や非合法的な権威や権限の行使に対して、いかにサービス利用者であるクライアントを擁護し、真にクライアントの抱える課題・問題解決のためにワーカーが有効な社会資源となりえるかを追究することが、ソーシャルワークの倫理的実践と価値志向の実践においてきわめて重要といえるのではなからうか。

本研究は1998年度に上廣倫理財団からの助成を受け、さらに1997年度北星学園大学個人特別研究費による助成によって行われたものである。

[注]

- (1) ローマ帝国の興亡について小説を著し、哲学的考察についても鋭い指摘を行っている。
- (2) アメリカの日系二世の社会心理学者であり、日系人の心理および文化について数多くの著作を著している。
- (3) 嶋田啓一郎は、力動的統合理論を嶋田理論の中核とし、体制論における資本蓄積の勢力と生活構造防衛の勢力が互いに拮抗するなかで、社会保障制度や社会福祉サービス体系が資本主義体制の維持のために必要かつ不可欠になると論じた。詳しくは、嶋田啓一郎著『社会福祉体系論』ミネルヴァ書房 1980年にて論じられている。
- (4) イギリスの代表的な社会福祉政策ならびに社会保障の研究者であり、社会福祉の発展における3類型（社会福祉政策の国家モデル、産業的達成モデル、制度的再分配モデル）を提示した。

- (5) イギリスにおけるソーシャルワーク教育・訓練のための協議会であり、大学教育におけるカリキュラム基準の設定を行っている。
- (6) アメリカにおける全国レベルのソーシャルワーカー協会であり、連邦政府の福祉政策に対して、ソーシャルアクションを展開している。その他、研究・教育活動も盛んであり、ソーシャルワーカーの倫理綱領策定にいち早く取り組んだ。
- (7) Banks Sarah (1995) *Ethics and Values in Social Work*, Macmillan pp.25-46
- (8) Ibid, p.50
- (9) Robert Barker (1993) *The Social Work Dictionary* (3rd ed) NASW Press
- (10) Lowenberg Frank & Dolgoff Ralph (1988) *Ethical Decisions for Social Work Practice* (3rd ed) pp.25-26
- (11) Banks Sarah, *ibid*, pp.10
- (12) Ibid, p.144
- (13) Ibid, pp.71-72

[参考文献]

1. Hugman Richard (1998) *Social Welfare and Social Value*; Macmillan
2. Hugman Richard & Smith David (1995) *Ethical Issues in Social Work*, Routledge

Abstract

A Study on the Values in Social Work Practice

Yuzuru YOKOYAMA

This study examines about the values and ethics in the social work practice. The values and ethics in the social work practice are described in the past. However, there are no clear explanations and thoughts about the value-based social work practice in Japan. This study not only analyze the historical development of values in social work, but also examines the ethical issues in social work practice. In doing so, this study identify the cause of ethical dilemmas and ethical principles in the social work practice.